

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

2017年5月14日
第2次新横田基地公害訴訟
原告団総会



判決後方針決定を原告団幹事会、弁護団会議に一任

【原告団団長 大野 芳一】



第2次新横田基地公害訴訟は、本年3月1日に結審しすべての審理を終え、判決を残すだけになりました。

しかし、現在の社会状況、政治状況から見ていかなる判決にも速やかに

対応できるよう、原告団、弁護団の現状認識と、運動に対する意思統一が不可欠です。

仮に原告団の訴訟目的に反する判決であれば、高裁へ控訴することを決断する必要があり、このためには短時日のうちに原告団総会を開催し、原告の総意として控訴方針を決定しなければなりません。しかし、控訴手続き上、2週間以内に総会を準備し、方針決定を導き出すには時間が短すぎ、冷静かつ、十分な検討ができかねます。

こうした事情を考慮し、判決前に弁護団より、これまでの訴訟の経過、弁護団として取り組んできたこと、また、国側がいかなる考えを持ち

この騒音訴訟にどう対応しようとしているのか、訴訟の争点を分かりやすく解説してもらい、判決後の取り組むべき課題が理解されるよう、4月中に各支部内で説明会、学習会を行ってきました。

こうした事前準備の元に、5月14日（日）昭島市役所市民ホールにおいて、原告団の意思統一の場として原告団総会を開催しました。

総会には、弁護団を含め総勢104名の方々が参加し、会場は満席となりました。

総会では、第1号議案「控訴方針に関する件」として、【原則として訴訟提起時の目的である飛行差し止め、損害賠償の将来請求の獲得、70W地域への被害救済範囲の拡大を控訴判断の基本事項とし、判決後に弁護団、原告団幹事会に控訴検討を委ねる。】を満場一致で採択し、当面の活動指針が決まりました。

第2号議案「役員補充に関する件」は、死亡、退任にともなう役員補充者を紹介し了承されました。

連載 18回の弁論で私たちは国側の反論にどのように再反論したか

第35号から始まった連載の第2回目は「侵害行為」について、山口真美弁護士にご執筆いただきました。

侵害行為に関する国の主張への反論

【弁護士 山口 真美】



1 この訴訟では、侵害行為すなわち航空機の飛行等によってどのぐらいの騒音被害がもたらされているかということが最大の争点の一つです。

国は、侵害行為の程度を殊更に低く見せようとさまざまな主張をしていますので、弁論では、詳細な反論をしています。

2 まず、国は、航空機の騒音が一過性で生活上の平穏は直ちに回復するなどと言い、国の測定では平成20年度から平成27年度において各測定点が属するコンターのW値よりも相当程度低く、ほとんどの地域で年間のうち相当日数は環境基準値のW値以下となっていると主張しています。

3 これに対し、横田基地の飛行騒音が依然として耐えがたい状況にあると反論しています。

(1) 近年、米軍再編と日米両軍の一体化がすすみ、航空自衛隊の航空総隊司令部が横田基地に移転し、司令部機能やミサイル防衛機能が強化され、横田基地の重要性が高まっています。

これに伴いサムライサージなど、輸送機の編隊飛行や基地内へのパラシュート降下訓練、物資投下訓練が頻繁に行われるようになり、旋回訓練や低空飛行訓練も日常的に行われています。

「1機が通り過ぎてもすぐに次の飛行機が来るので、いつまでたっても音が小さくならない。そんな状態が30分くらい続く」、「棒でつつけば落ちてくるのではないかという程近く、低空を飛行している」といった原告の皆さんの陳述書を引用し、飛行実態を真に迫るものになるように工夫しながら具体的に反論しています。

(2) また、CV-22オスプレイの横田基地への配備が公表されましたが、オスプレイが構造的に欠陥があり、米国で多数の重大事故を起こしていること、昨年12月に沖縄で墜落したオスプレイが実際に横田基地に飛来していたことを述べ、

オスプレイに配備によって横田基地の騒音や低空飛行訓練、夜間飛行訓練、墜落の危険が、さらに増大する危険があることを述べています。

(3) さらに、横田基地の航空機の飛行実態について詳細に反論しています。

まず、一日の平均飛行回数です。昭島市上空の最近の1日平均飛行回数は28回～30回に及ぶことと、平日のみの1日平均飛行回数をみると、さらに高頻度で、2013年度以降は1日平均で40回近い飛行回数が記録されていることなどを挙げて反論しています。

次に、1日最大飛行回数です。昭島市上空では2013年度に119回に達するなど、100回を超える飛行回数が記録され、瑞穂町上空でも、ほとんどの年度で1日最大飛行回数が100回を超えています。

さらに、団らん時間、深夜早朝の飛行騒音が、原告らにとって耐えがたい状況にあることも主張しています。団らん時間の飛行回数は、昭島市上空では、近年、年間2,000回前後、2015年度には2,163回に達するなど、増加の一途です。瑞穂町上空でも明らかに増加しています。深夜早朝の時間帯の飛行は、日米合意によって原則として禁止されていますが、依然としてなくなっていない。

(4) W値は、昭島市上空では横這いであり、瑞穂町上空では2014年度には87Wに達するなど増加傾向にあり、昭島でも瑞穂でも告示コンター上のW値と概ね同程度の騒音が測定されていることを指摘し、2005年度以降、環境基準70Wが達成されなかった日数は毎年300日を優に超えていることを述べています。

(5) 「爆発したようなすさまじい、空気の振動さえ感じるような大きな音」、「轟音が雷鳴のようにとどろく」、「何もかも音でかき消され、気が狂いそうになる」、「騒音が覆い被さってくる」といった原告の声を挙げ、飛行実態を放置している国の責任が重大であることを指摘しています。

4 さらに、国は、原告らが平日昼間は騒音に曝されていないとして、その騒音被害を控除し

て算定する「昼間騒音控除W値」という概念を持ちだしています。

しかし、W値は、昼間生活の本拠地から離れる人、逆に夜間は生活の本拠地を離れて勤務し、昼間は生活の本拠地で睡眠をとっている人、定年退職した者や専業主婦など様々な生活パターンの人がいることを前提にした評価方法です。平日昼間は騒音被害が発生していないという条件をW値に加えることは、W値の前提条件を覆すことであり、およそW値の概念と相いれない理

論的に誤ったものです。この点を指摘し、国の主張を排斥するよう求めています。

5 国は、低周波音、地上騒音、振動、排気ガスによる被害を否定しています。この点についても、低周波音が心理的・物理的影響を与えるものであることを指摘し、低周波音や地上騒音の測定結果を証拠として提出し、地上騒音や振動、排気ガスの被害を訴える原告の声を挙げて具体的に反論しています。

原告団総会 記念講演

横田基地の現状と今後

東京平和委員会事務局長の岸本正人氏により、「横田基地の現状と今後」と題して、現在の国際的な軍事情勢や、その中で横田基地がどのような現状にあるか等についてご講演いただきました。岸本氏は、アメリカ政府が、中国の軍事的な台頭や、イスラム国など国際テロ組織等の活動活発化を受け、アジア太平洋地域の安全保障の強化を重視していること、そのような情勢の中で、横田基地においても航空自衛隊と米空軍の共同使用が進められたり、オス

プレイの配備が予定されるなど、基地の機能強化が図られている現状を詳しく説明されました。自衛隊が集団的自衛権を掲げて米軍との共同軍事行動に出れば、横田基地が攻撃対象とされることは目に見えています。岸本氏は、このような事態を避けるために、日米軍事同盟を解消し、アメリカ従属体勢から平和主義と民主主義を取り戻さなければならないことを訴えました。【弁護士 佐藤 宙 報告】



小峰 将太郎 弁護士
まちだ・さがみ総合
法律事務所

弁護団 ニューフェイス

私は2014年12月に弁護士登録をしましたので、弁護士になり、2年半ほどになります。

第2次新横田基地訴訟弁護団には、2015年の5月頃から参加させていただいており、2年ほどかかわらせていただいております。環境訴訟に興味があり、多摩地区の弁護士として、横田基地の騒音問題に取り組みたいと考えました。1審の途中から参加しているのですが、検証などを通じて、横田基地周辺の住民の方々が米軍機の騒音にさらされていることを肌で感じました。多摩は東京都ではありますが、ほどよく緑があり、落ち着いた良いところです。そのようなところに米軍の航空機が飛ぶことによって、静謐な暮らしが妨げられるのは、あってはならないことだと思います。

私も弁護団の一員として、力を尽くしていく所存です。宜しくお願い致します。



佐々木 洪平 弁護士
ひめしゃら法律事務所

私は、多摩生まれの多摩育ちです。私が弁護士を目指したきっかけのひとつが、横田基地です。私の実家は、米軍機の飛行経路の下になります。昼夜関係なく米軍機は飛び交い、ときに低空で飛行するため、その騒音に悩まされることもあります。米軍機が自宅近くに墜落する夢まで見てしまうこともありました。

米軍機を見ていると、なぜこれだけ米軍機が日本の上空を自由に飛ぶのか、なぜ米軍基地が横田にあるのか、と怒りも含んだ疑問が頭をよぎることも多くあります。大学へ入学し、横田基地公害訴訟の存在を知って、この訴訟に関われるようになりたい、関わることで米軍基地を日本から立ち退かせたい、そう思ったことが弁護士を目指したきっかけのひとつでもありました。その訴訟の弁護団に現在、弁護士としてかかわられていることを光栄に思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

全国公害被害者総行動デー



6月7日、全国公害被害者総行動に第2次新横田基地公害訴訟原告団及び弁護団が参加しました。

本年も、各省庁に対する要請行動は全国基地爆音訴訟原告団連絡会議として、外務省・防衛省、国土交通省、環境省まで出向き、要請書を手渡しつつ、担当者からの回答を聞きつつ、担当者に対して直接質疑応答をしました。また、今回は、現在国会審議中の共謀罪の廃案を求める緊急申し入れも実施しました。

各省庁への要請書は事前に書面で送付しております

すが、各省庁からの回答は当日の口頭であるため、回答だけに多く時間を取られました。不十分ながら時間を延長し、実質的な質疑応答にも時間を割くことができました。夜は、総決起集会にも参加し、横田基地の被害の深刻さを訴える機会を得ると共に、全国の公害被害者らとの連帯を深めることができました。

各省庁への要請行動及び決起集会の詳細は次号以降に掲載致します。【弁護士 杉野 公彦 報告】

公正判決を求める署名に 全力で取り組もう！！

第2次新横田基地公害訴訟原告の皆さんへお願いします。

ご承知の通り、私たちの訴訟は去る3月1日、結審となりました。そう遅くない時期に判決の日程が裁判所から示されるものと思われま

す。この『第2次新横田基地公害訴訟』の判決は、沖縄県の普天間基地や嘉手納基地、神奈川県厚木基地の被害を巡って闘われてきた、一連の裁判判決の一定の成果を引き継ぎ、さらに良いものにできるかどうかという意味と、北朝鮮のミサイル発射などを口実にした、軍事基地の正当性の是非を考えると意味から、社会的に大きな影響を持たざるを得ない状況になっています。

こうした状況の下で裁判所も、「どんな判決を書くか」迷い逡巡していることと思います。こうしたなかで、私たち原告がどう行動するかは、判決に大きな影響を与えたいと思います。

現在、近隣の支援団体などに『公正判決を求める署名』への協力を要請しています。私たち原告も、当事者としての行動を裁判所に示すことが大切です。

原告の皆さん！、まず私たちが当事者としての意思表示をしっかりと示しましょう。そのためにも『公正判決を求める署名』を自ら行いましょう。

事務局長 清水 幸一

今回も署名用紙を同封しますので、まだ提出してない原告の方は署名をお願いします。

オスプレイ問題-都議会会派へ公開質問状

オスプレイ横田配備反対連絡会は7月2日投票で行われる都議会議員選挙に候補者を選出する会派に公開質問状を送りました。回答は原告団Webサイトで公開します。

【質問項目】 #CV22オスプレイの横田基地配備について。#都は基地周辺住民に対して説明する必要があると思うか。#昨年12/13の墜落事故の原因究明がされたと思うかどうか。#都が取り組む「基地の整理・縮小・返還促進要望」についてどう考えるか。

原告団活動日誌

- 4/26 原告団ニュース第35号発行、発送作業
- 5/1 「総行動国民署名」と「公正判決要請署名」活動（三多摩メーカー会場にて）
- 5/8 総会前臨時原告団会議
- 5/10 オスプレイ横田配備反対連絡会会議
- 5/14 原告団総会
- 5/18 第51回原告団会議
- 5/19 原告団ニュース編集会議
- 5/21 公正判決要請署名活動（フレンドシップパークにて）
- 5/23 弁護団会議に出席
- 5/25～ 公正判決要請署名 東京土建各支部オルグ
- 6/6 全国公害被害者総行動実行委員会出席
- 6/6 全国基地連事務局長会議出席
- 6/7 全国公害被害者総行動デー
- 6/12 定例事務局会議
- 6/12 オスプレイ横田配備反対連絡会会議
- 6/14 原告団ニュース編集会議
- 6/15 第52回原告団会議